

訪問介護事業所あすなろ重要事項説明書

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人さつき
主たる事務所の所在地	〒671-2565 兵庫県宍粟市山崎町高下304-5
代表者（職名・氏名）	理事長 宗接 秀明
設 立 年 月 日	平成14年11月12日
電 話 番 号	0790-65-9020

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護事業所あすなろ	
サ ー ビ ス の 種 類	訪問介護事業	
事 業 所 の 所 在 地	〒671-2565 兵庫県宍粟市山崎町高下304-5	
電 話 番 号	0790-65-9020	
指定年月日・事業所番号	平成17年12月1日指定	2873800847
管 理 者 の 氏 名	宗接 秀明	
通常の事業の実施地域	宍粟市山崎町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化防止のため適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月16日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、原則として8時以降20時まで対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 3人、 非常勤 8人
介護福祉士実務者研修	常勤 0人、 非常勤 0人
介護職員基礎研修	常勤 0人、 非常勤 0人
介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）	常勤 0人、 非常勤 1人

7. サービス提供の責任者

利用者のサービス提供の責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	福原 有美 松浦 愛 福居 恵子
--------------	------------------------

8. 利用料および支払方法

(1) 利用料

利用者がサービスを利用された場合の「利用料」は介護保険法に準じた額とします。（別表参照）
ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額については全額（10 割）をご負担いただきます。

上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

(2) 支払方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、1 ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、原則として 10 日以内にお渡しします。（現金で受領の場合は、受領日）

支払い方法	支払い要件等
①口座引落	サービスを利用した月の翌月の15日（祝祭日の場合は直後の平日）に、利用者が指定する口座より引き落とします。この場合は、各金融機関の口座振替申込書に記入、押印をお願いいたします。 （西兵庫信用金庫または J A 兵庫西からの口座引落が可能です）
②銀行振り込み	原則としてサービスを利用した月の翌月の20日（祝祭日の場合は直後の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。この場合の振込料金は利用者の負担でお願いします。 ① 西兵庫信用金庫 本店営業部 普通預金口座 0 9 2 3 0 6 4 ② 兵庫西農業協同組合 山崎支店 普通預金口座 0 1 1 2 4 5 5
③現金払い	原則として、サービスを利用した月の翌月の20日（休業日の場合は直後の営業日）までに、現金でお支払いください。（訪問介護員にお支払いください）

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及びご家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。（8 ページの※利用者の緊急時の連絡先へご記入をお願いいたします）

記入いただいた緊急時の連絡先は、その写しを連絡ノートの表紙裏に貼付させていただきます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、指定居宅介護支援事業所及び宍粟市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0790-65-9020	管理者 宗接 秀明
---------	-------------------	-----------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	兵庫県国民健康保険団体連合会	078-332-5617
	宋栗市健康福祉部介護支援課	0790-63-3101

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員は以下の業務等を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為（摘便・浣腸・人工肛門等の交換・排尿カテーテルの洗浄、消毒・巻き爪など変形した爪の爪切り・褥創の処置・座薬の挿入・チューブ、カテーテルの挿入等）
- ② 各種料金の支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方や利用者以外の方に対する買物や食事の準備、手の込んだ調理、治療食等の調理、正月や節句等の特別な季節料理など
- ④ 利用者本人以外が使用する場所の掃除・普段使わない場所の掃除・大掃除、大きな家具等の移動・模様替え・庭掃除・草取り・植木や草花の手入れ等
- ⑤ 利用者以外の方の洗濯等

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の指定居宅介護支援事業所および当事業所の担当者へご連絡ください。